

水産加工業地域力高度化緊急対策事業募集要項

(平成 24 年度新規募集分)

1 事業の目的

本県は、産業・雇用の充実強化に向けて、豊富な農林水産物を活用した食品産業の振興に重点的に取り組んでいるところであり、中でも全国屈指の水揚量を誇る八戸地域は、水産加工業者が集積する食品産業の一大拠点として、本県の食品産業を強気に牽引しています。

しかしながら、東日本大震災により、多くの水産加工業者が操業停止または事業縮小に追い込まれるなど、本県食品産業の規模縮小につながるものが懸念されています。

一方で、加工食品に対する全国的な需要に応えるための生産拡大に加えて、被災事業者の商品の代理製造やこれまで三陸主要漁港に水揚げされていたサンマ、カツオなど新たな魚種の取扱い、これらの委託加工等が増加しており、八戸地域の水産加工業全体としては、水産加工技術の高度化及び新たな水産加工技術の導入・定着等を進める機会ととらえることができます。

以上を踏まえ、青森県では、東日本大震災による被災失業者等に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供するため、「緊急雇用創出事業（震災対応事業）」を実施し、八戸地域の水産加工業者の生産力増強や新たな加工技術の導入・定着を進めるために必要な水産加工従事者を確保し、八戸地域の水産加工業の維持・発展と本県食品産業の充実強化を図るとともに、国産食料品の安定供給に貢献するものです。

2 事業の概要

本事業は、国が定める緊急雇用創出事業実施要領に基づき、八戸地域の水産加工業者に被災失業者等を新たに雇用して水産加工の高度化を図るための業務を委託し、人件費等に要する経費を委託料として支払うものです。

3 事業の実施

県が公募により選定した水産加工業者に業務を委託して実施します。受託者は、青森県や関係団体等と連携を図りつつ、適正かつ円滑な実施に努めるものとします。

4 委託業務の内容

- (1) 水産加工食品の生産体制の強化
- (2) 新たな水産加工食品の開発
- (3) 新たな水産加工技術の導入
- (4) その他地域の水産加工業の高度化に資すると認められる事業

5 応募資格

次の全ての要件を満たす法人（合名・合同・合資・有限・株式会社・組合等）及び個人事業主とします。なお、平成 23 年度からの本事業受託者となっている者は応募できません。

ん。

- (1) 八戸市及びその周辺地域（三沢市、おいらせ町、階上町）に本社または製造拠点を有すること。
- (2) 当該事業を的確に遂行できる能力を有すること。（総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。）
- (3) 水産加工品など食品製造の実績を有し、または現時点において取組中であること。
- (4) 資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- (5) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人や個人でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (7) 国税及び県税等の税金の滞納がないこと。

6 対象となる経費

委託費対象となる経費は、人件費及びその他の経費で、消費税を含む額とします。

ただし、新規雇用する被災失業者の人件費の割合は、委託料全体の額の 2 分の 1 以上とします。

(1) 人件費

①賃金

②通勤手当、時間外勤務手当、賞与等の諸手当

③社会保険料（健康保険料、雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担分

※新規雇用失業者に係る一時金等（臨時的な経費）は当該事業では支給できません。

(2) その他の人件費

①既存雇用者（社員等）の人件費

ただし、既存雇用者の人件費を対象とする場合、その者が委託された事業に従事した業務量に応じた費用とし、その内訳が事後確認できるものに限ります。

※既存雇用者に係る一時金（臨時的な経費）は当該事業では支給できません。

(3) その他の経費

①職員旅費

②電話代等の通信運搬費

③コピー代等の印刷製本費

④消耗品費

⑤機械・機器のレンタル料、リース料等

⑥商品の宣伝費

※次の経費は対象外とします。

- ・土地や建物を取得するための経費
- ・施設や設備を設置又は改修するための経費
- ・その他、事業との関連性が認められない経費
- ・国、地方公共団体の補助金、委託費等により、既に支弁されている経費

7 労働者の条件

(1) 労働者の条件

本事業では、東日本大震災の被災者を含め、震災等の影響による失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供することを目的に実施するため、募集する労働者は、次の条件のいずれかを満たす方とします。

- ① 災害救助法適用地域（八戸市、おいらせ町）に所在する事業所を離職した失業者
- ② 災害救助法適用地域に居住していた求職者並びに平成23年3月11日以降に離職した失業者
- ③ 県外の災害救助法適用地域からの避難者で求職中の者
- ④ 災害救助法適用地域に所在する事業所から採用内定取消しとなった者、又は災害救助法適用地域に居住していて採用内定取消しとなった者
- ⑤ 災害救助法適用地域に居住し、就職が決まらないまま平成23年3月以降に卒業した未就職卒業生

(2) 労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、ハローワークへ求人申込みを行ったうえ、広く周知を図る観点からその他の方法により可能な限り募集の公開を図ることとします。なお、本事業では、特に支援が必要である就職が困難な被災者に対して雇用機会を提供するという観点から、被災者に限定して労働者を募集することは可能です。

また、労働者を募集した結果、全員が「被災等の影響による失業者」にならなかった場合、被災等の影響によらない失業者が含まれることも可能ですが、その場合、県と別途協議が必要になります。

(3) 失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に被災失業者であるか否かの確認を行うこととします。なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、公共職業安定所の紹介状及び求職受付票、その他被災失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとします。

(4) 留意事項

- ① 新規雇用した労働者については、当該事業以外の事業に関わることはないように留意してください。
- ② 採用面接時においては在職中であるが、委託事業の開始直前に契約期間満了等が確実な者を雇用する場合、新規雇用の失業者として取り扱うことは可能とします。

8 事業期間、委託金額

(1) 事業期間

原則として、委託契約締結日から平成25年3月31日までとします。ただし、事業の進捗を確認し、一定の成果が認められる場合にあつては、平成25年度の予算の範囲内で、再契約の協議の上、平成26年3月31日まで実施することができるものとします。

(2) 委託金額

事業1件当たりについての上限は設定しませんが、応募状況により予算の範囲内で調整

することがあります。

9 応募方法

(1) 応募方法

下記の書類を、青森県農林水産部あおり食品産業振興チームに、直接持参するか郵送してください（平成24年10月23日（火）午後5時必着）。

また、直接持参される場合の受付時間は、土・日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとします。

なお、ファックスや電子メールでの応募は受け付けません。

<提出先>

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県農林水産部あおり食品産業振興チーム

電話 017-734-9456

(2) 提出書類

- ① 事業実施申込書（別紙様式1）
- ② 事業実施計画書（別紙様式2）
- ③ 経費積算書（別紙様式3）
- ④ その他事業内容を説明するのに必要な書類
- ⑤ 応募者の概要がわかるもの（会社案内、定款等）
- ⑥ 会社については商業登記簿謄本の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し、またはこれらの事項を証明するもの
- ⑦ 貸借対照表及び損益計算書（直近2年分）

(3) 提出部数

上記（3）の提出書類について、各1部。

(4) 留意事項

- ① 事業実施申込書等の提出に必要な費用は申込者の負担とします。
- ② 提出された申込書等は返却しませんのでご了承ください。
- ③ 必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。
- ④ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となります。

10 審査の方法及び採択基準

(1) 審査の方法

申込みいただいた事業内容を、下記（2）の採択基準に基づいて書面により審査し、予算の範囲内において採否を決定します。

なお、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 採択基準

- ① 新規被災失業者の雇用・人件費割合（被災失業者を雇用する計画となっているか。また、人件費が総事業費の2分の1以上となっているか）
- ② 経費の見積内容の妥当性（対象外経費等含まれていないか）

- ③ 事業の実現性（申込者が実施することが十分可能な事業か）
- ④ 雇用の創出（適切な経費で十分な雇用創出効果が期待できるか）
- ⑤ 地域社会への波及効果（地域社会の発展や地域経済への波及効果が期待できるか）
- ⑥ 事業の成果（県内食品産業の充実・強化につながる事業になっているか）

11 審査結果と契約の締結

(1) 審査結果

審査の結果は、採否を問わず申込者に対して、文書によりお知らせします。また、採択された事業については、県のホームページに掲載して公表します。

(2) 委託契約の締結

- ① 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規定に基づき、委託契約を締結します。
- ② 事業の規模等については、調整の上、変更することがあります。

12 事業報告と委託金の支払い等

(1) 事業報告及び完了報告

契約を締結した受託者は、事業完了後は速やかに次の書類を提出していただくこととなります（契約の際に様式を提示します。）。

- ① 実績報告書
- ② 経費精算書
- ③ 収支の状況を明らかにする書類、帳簿その他必要書類

(2) 委託費の請求及び支払い

完了検査に合格した後、委託費の請求を行うこととなります。なお、委託費の一定の範囲まで概算払いすることとし、その内容については、個々の契約書の中で取り決めます。

13 留意事項

- (1) 失業者の生活の安定を図る観点から雇用期間、就業日数の下限を概ね6か月以上、月20日程度とし、賃金水準等は雇用条件に準じて定めることとします。
- (2) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理等が必要となります。また、会計帳簿等の帳簿類は事業終了後5年間の保管が必要となります。
- (3) 財産の取得は原則として認められません。事業運営のために必要な場合は、可能な限りリース・レンタルでの対応となります。
- (4) 採択された事業は、県からの委託事業として実施します。（補助金ではありません。）
- (5) 国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の検査等の対象となります。
- (6) 当該委託事業に係る国の雇用関係助成金等との併給はできません。
- (7) 事業実施計画書（別紙様式2）の内容については、調整の上、規模又は内容等を変更することがあります。
- (8) 経費積算書（別紙様式3）の経費等の金額については、事業費と消費税を分けて記入してください。また、市場価格等を精査し、適正な価格となるよう調整することがあります。

- (9) 委託事業の実施に当たっては、契約書及び仕様書に従う（法的手続きが必要な場合には、所定の手続きを行う。）とともに、定期的に事業の進捗状況を県に報告することになります。
- (10) 委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、受託者は委託者に対し、相応の金額を返還しなければなりません。

14 情報公開・情報提供

本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報紙等で公開する場合があります。

15 問い合わせ先・応募窓口

青森県農林水産部あおもり食品産業振興チーム
〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号
電話：017-734-9456 FAX：017-734-8133
E-mail：shokusangyo@pref.aomori.lg.jp